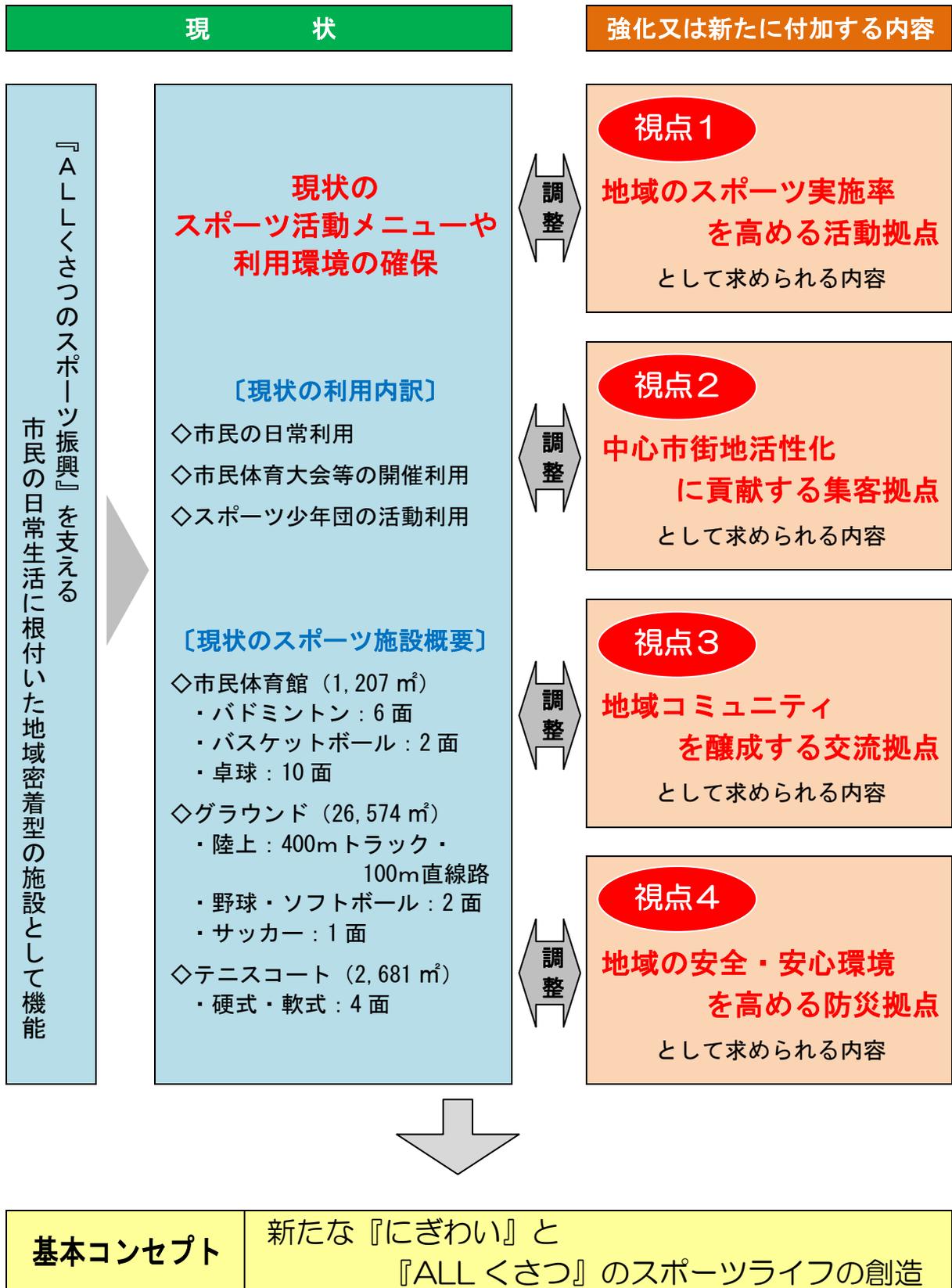


(仮称) 野村スポーツゾーン整備に係る考え方



(1) 強化又は新たに付加する内容のイメージ

(仮称)野村スポーツゾーンの整備によって強化又は新たに付加する内容としては、各視点に対して以下のような機能や施設をイメージしています。

視点1：地域のスポーツ実施率を高める活動拠点として求められる内容

〔強化又は付加する機能や施設のイメージ〕

- ・市民の日常利用に対し、「改善・修繕等が必要である」又は「物足りなさを感じる」等の現状の問題・課題に対応した機能や施設。

(現状の問題・課題の例)

- ・グラウンドの自由な利用ができない、グラウンドの排水状況が悪い。
- ・体育館が老朽化している、観覧場所がない、気軽に利用できるロッカールームやシャワー室がない。
- ・憩いや緑の空間が少ない、小さい子どもが安心して遊べる場所がない。
- ・駐車場に車をとめにくい、公園へのアクセスがしにくい、
- ・高齢者の健康増進に対する施設がない、気軽に利用できる健康増進のための施設がない(ジム、ジョギング・散策コース等)。

視点2：中心市街地活性化に貢献する集客拠点として求められる内容

〔強化又は付加する機能や施設のイメージ〕

- ・大規模大会の開催が可能な施設や地域との関わりの深いプロスポーツチームを支援できる施設。
- ・会議・研修や合宿利用ができる施設、レストランやカフェなどの飲食施設。
- ・多彩なイベントが開催できる施設(屋内外)。

視点3：地域コミュニティを醸成する交流拠点として求められる内容

〔強化又は付加する機能や施設のイメージ〕

- ・小さい子どもたちが遊べる広場(屋内外、視点1共通)
- ・市民が植樹・維持管理に取り組む「市民の森」や環境学習の場(ビオトープ)。
- ・高齢者の健康増進に対する施設(グラウンドゴルフ等)

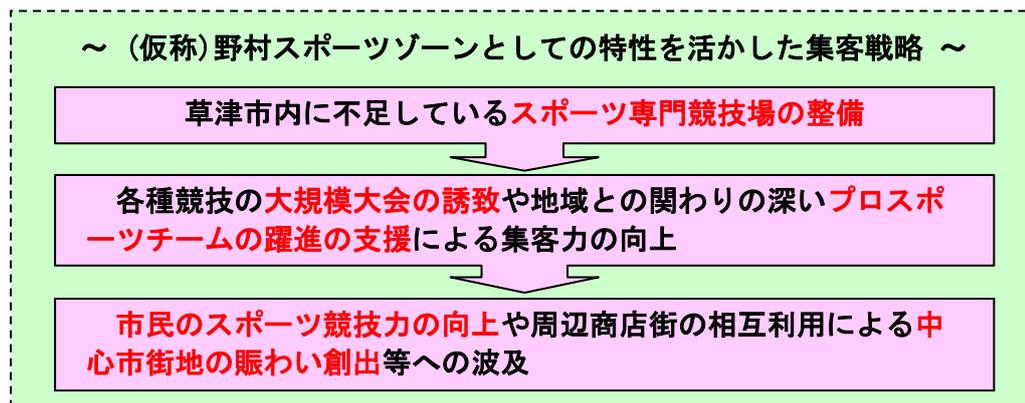
視点4：地域の安全・安心環境を高める防災拠点として求められる内容

〔強化又は付加する機能や施設のイメージ〕

- ・消防用ヘリ発着場や仮設住宅建設予定地として利用できる広場。
- ・太陽光発電、井戸水の利用、マンホールトイレ。
- ・緊急時にはテントを張ることができるパーゴラやかまどになるベンチ。

(2) 集客拠点としての核施設整備の基本方向

強化又は新たに付加する内容のうち、『視点2：中心市街地活性化に貢献する集客拠点として求められる内容』については、(仮称)野村スポーツゾーンとしての特性を活かした集客拠点の形成と商業核などの周辺の活性化拠点との連携により、中心市街地を相乗的に活性化させることを目的とするものであり、スポーツゾーンとしての特性を活かした集客戦略としては、次のように整理できます。



一方、このような集客戦略に基づく「スポーツ専門競技場」を整備する場合には、整備する施設内容に応じて必要とする規模等にも大きな差異があり、(仮称)野村スポーツゾーンの整備の前提条件とする『現状のスポーツ活動メニューや利用環境の確保』に影響することが想定されます。そのため、(仮称)野村スポーツゾーンにおける集客拠点としての施設整備の方向性を明確にするためには、「スポーツ専門競技場」として整備する具体的な核施設のタイプに応じて、核施設配置に対する物理的な制約や既存機能の確保に対する影響、都市公園の要件に対する可否、集客の可能性等の得失を比較評価することが重要となります。

そこで、本基本構想では「スポーツ専門競技場」として整備する具体的な核施設のタイプとして次の4つを設定し、それらに対する得失の比較評価の結果(次頁参照)をふまえて、体育館をB Jリーグなどのプロスポーツや全国規模の競技大会の開催、多彩なイベントなどにも対応できるレベルに機能拡充すること、また、グラウンドは必要に応じて陸上競技場やサッカースタジアムに機能転換することを基本方向として設定します。

スポーツ専門競技場として想定される核施設のタイプ	①	多目的な競技に対応できるドーム施設
	②	サッカー専用スタジアム
	③	第3種陸上競技場
	④	体育館

▼ 各タイプの得失を比較評価(次頁参照) ▼

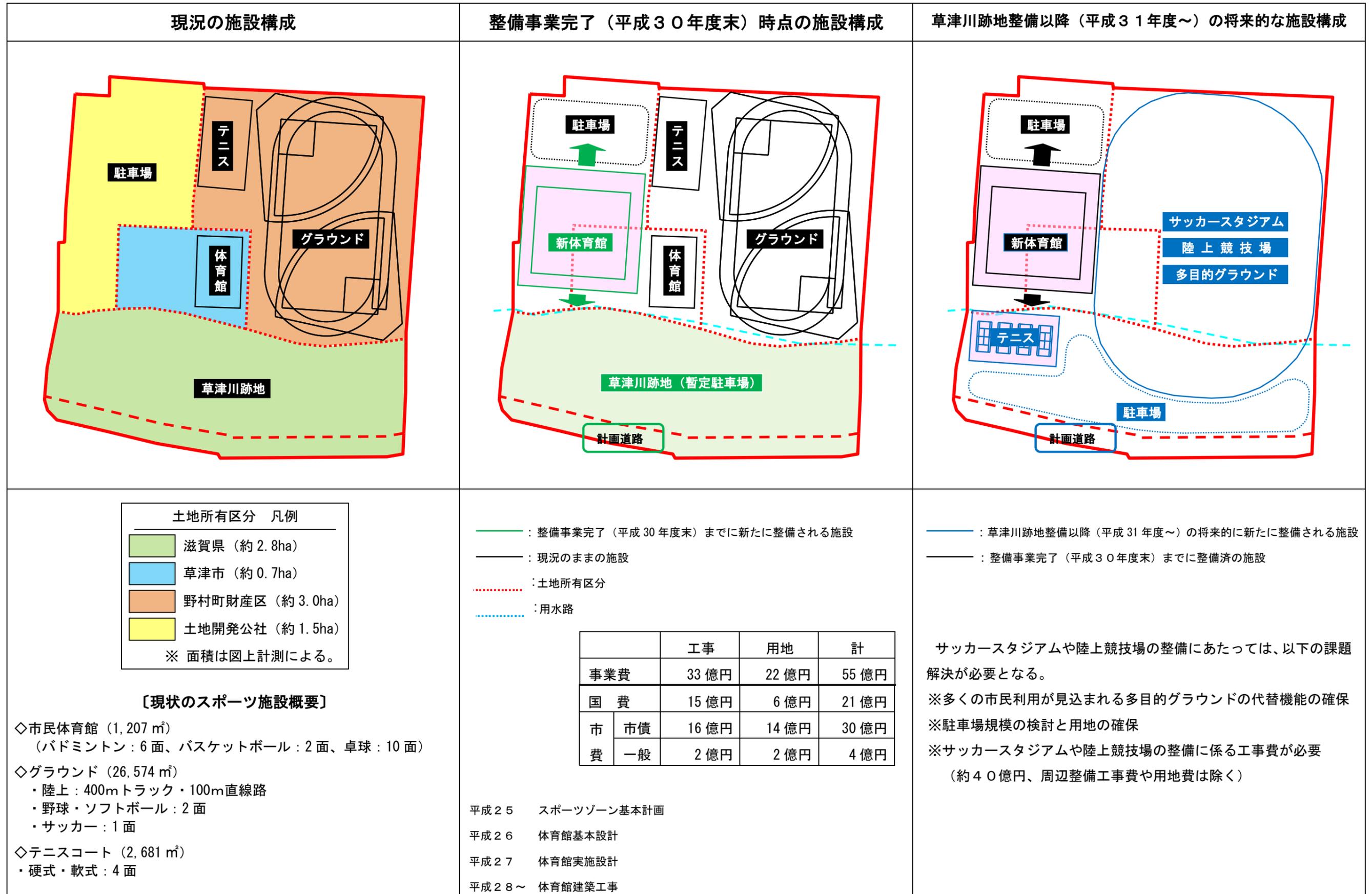
集客拠点としての施設整備の基本方向	<p style="text-align: center;">体育館：B Jリーグなどのプロスポーツや全国規模の競技大会の開催、多彩なイベントなどにも対応できるレベルに機能拡充</p> <p style="text-align: center;">グラウンド：必要に応じて陸上競技場やサッカースタジアムに機能転換</p>
-------------------	--

■ ゾーン内の集客拠点施設整備にかかる比較検討

核施設の条件		A案 ドーム (多目的)	B案 サッカー専用スタジアム	C案 第3種陸上競技場	D案 体育館	
配置レイアウト案		<p>野村スポーツゾーン (8ha)</p> <p>公認野球場 (2.2ha) 京セラドーム同規模 (3.4ha)</p>	<p>野村スポーツゾーン (8ha)</p> <p>サブグラウンド (1.1ha) サッカー専用スタジアム (2.1ha)</p>	<p>野村スポーツゾーン (8ha)</p> <p>第3種陸上競技場 (3.0ha)</p>	<p>野村スポーツゾーン (8ha)</p> <p>体育館 (6000 m²)</p> <p>グラウンド (サッカースタジアム、陸上競技場)</p>	
ゾーン 内 の 機 能 の 入 力	既存機能					
	体育館 (6000 m ²)	× 建設不可	○ 建設可	○ 建設可	○ 建設可	
	グラウンド (2.7ha)	・陸上 400mトラック、100m直線路	× 陸上競技不可	× 陸上競技不可	○ 陸上競技充実	○ 現行どおり競技可
		・野球場 2面	△ 施設充実するが、1面のみ	× 野球競技不可	× 野球競技不可	○ 現行どおり競技可
		・ソフトボール 2面	△ 施設充実するが、1面のみ	× ソフトボール競技不可	× ソフトボール競技不可	○ 現行どおり競技可
		・サッカー 1面	○ サッカー競技可、天然芝生育困難	○ サッカー競技充実 (大)	○ サッカー競技充実 (小)	○ 現行どおり競技可
テニスコート 4面 (0.3ha)	○ 現行どおり競技可	○ 現行どおり競技可	○ 現行どおり競技可	○ 現行どおり競技可		
駐車場 (0.9ha)	△ (約0.7ha/約280台)	△ (約0.6ha/約240台)	△ (約0.7ha/約280台)	○ (約1.2ha/約480台)		
都市公園としての可否	運動施設率 (50%まで)	△ 建設時に十分内容に留意する必要あり (50%)	△ 建設時に十分内容に留意する必要あり (50%)	△ 建設時に十分内容に留意する必要あり (50%)	○ 基準内 (10%) ※グラウンドは一般利用として含まず	
	建蔽率 (12%まで)	× 建蔽率超過 (42.5%)	× 建蔽率超過 (19.6%)	○ 基準内 (10.1%)	○ 基準内 (7.5%)	
整備経費 (建築費)		大 膨大な予算措置が必要 (500億円程度)	中 大規模な予算措置が必要 (80億円程度)	中 大規模な予算措置が必要 (80億円程度)	小 中規模な予算措置が必要 (45億円程度)	
周辺環境への影響		大 周辺住民への大きな配慮が必要	大 周辺住民への大きな配慮が必要	中 周辺住民への配慮が必要	小 周辺への影響が従来程度	
集客の可能性		小 投資規模からすると効果小	大 プロサッカー、プロバスケの試合開催可	大 プロバスケの試合開催可	大 プロバスケの試合開催可	
市民ユースにとっての利便性		小 投資規模からすると効果小	中 サッカーへの貢献大、多目的利用不可	中 サッカー・陸上への貢献大、多目的利用不可	大 現状と同程度	
核施設の利用形態から見た土地の形状		× 着工までの制限あり (草津川利用計画)	× 着工までの制限あり (草津川利用計画)	× 着工までの制限あり (草津川利用計画)	○ 中核施設の建設可能	
総合評価		×	×	×	○	

* 現行の多目的グラウンドは将来他所で確保できればサッカースタジアム、陸上競技場等へ転用が可能

■ ゾーン内の段階的施設整備の考え方



(考慮すべき条件)

草津川跡地利用基本計画

当該区間は平成28年度から平成32年度までの第2期事業として計画されており、旧草津川敷地部分は、平地化や道路の付け替えの後、平成30年度以降に整備着手できる見込みである。

中心市街地活性化基本計画

平成25年度から平成30年度までを事業期間とした取り組みの中で、スポーツ施設としての機能に加え、集客拠点として、「にぎわい」を創出できる機能を付加した施設整備が求められる。

広域避難所

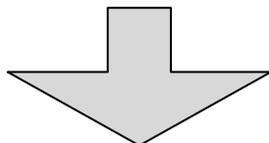
広域避難所である市民体育館は耐震性能に問題があり、早期の対応が必要である。

事業用地

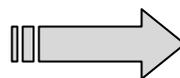
スポーツゾーンとして考えられるエリアの土地の所有権は

草津市	約0.7ha
土地開発公社	約1.5ha
野村町財産区	約3.0ha
草津川跡地(県)	約2.8ha

であり、建設にかかる調整や借地、また、用地買収等については、十分な検討が必要である。



**(仮称)野村スポーツゾーン
整備事業
(平成25~30年度)**



**草津川跡地整備以降
(平成31年度~)
↓
平成36年(予定)
国民体育大会**

事業の実現方策

- ※ 補助メニューの検討や採択要件のクリア
- ※ 都市計画法などの関係法令等の手続き
- ※ 周辺地域の居住環境への配慮